

# 議 会 報 告 会

平成25年5月9日～17日

- 1 開会あいさつ（6分程度）
  
- 2 出席議員の紹介（4分程度）
  
- 3 議会報告（質疑応答を含む）
  - ① 議会改革の取り組みについて（10分程度）
  - ② 議員定数と特別職等退職金について（15分程度）
  - ③ 山頭火ふるさと館の整備について（20分程度）
  - ④ その他の条例・予算等について（20分程度）
    - ア 市葬儀所の存続について
    - イ プール建設について
    - ウ 柔道着の決議とその後について
    - エ 不当要求等防止対策委員会専門員について
    - オ 戦没者追悼式の請願について
  
- 4 意見・提言（40分程度）
  
- 5 閉会あいさつ（5分程度）

① 議会基本条例に基づく議会改革 一覧表 (平成24年度)

平成25年4月

No.	該当条文	項目	進捗状況又は実績	
1	第7条	議会報告会	・地域自治会連合会と共催し、15地域で実施(5月14日～22日)。報告会で出された意見等への回答をまとめ、HPへ掲載。概要は、議会だよりに掲載。	継続
		議会概要報告会	・議会概要報告会を市自治会連合会理事会で毎議会後に実施。	継続
2	第7条	議案に対する賛否の公表	・会議録、議会ホームページ及び議会だよりに掲載。(平成23年3月議会から)	継続
3	第7条	インターネット中継	・一般質問をライブ及び録画中継。(平成23年6月議会から) 現在、本会議に拡大。	拡大
4	第9条	議会懇談会	・市民団体、市民から申込みによる懇談会(2団体) a) 地吉林道地権者共有会(平成24年7月3日) b) 野島・島づくり協議会(9月1日)	継続
5	第10条	質問席の設置	・質問席を設け、一般質問において執行部と対面で実施。(平成23年6月議会から)	継続
6	第12条	決算資料	・決算の成果報告書の記述をより詳細にするよう求める。 (委託先の業者名、事業箇所、内訳、歳入、財政分析など)	継続
7	第12条	予算参考資料	・予算参考資料は事業別の説明書とし、財源等の記載を求める。	継続
8	—	予算委員会の設置	・一般会計予算は、議長を除く全議員を構成員とする予算常任委員会を設置。	継続
9	第14条	議員間討議	・委員会で8回実施。修正案等を提出。	継続
10	第15条	政策討論会	・中小企業振興基本条例の制定について、1月16日開催。条例制定へ向け、協議会を設置するため各会派から委員を選出。	継続
11	第19条	議会改革推進協議会	・議会改革を継続的に取り組む組織として、平成24年度中に15回開催。 ・今後の委員会のあり方、議員研修会、議会報告会の準備・まとめ等を協議。	継続
12	第20条	議会モニター	・議会モニターの意見等に回答。1月28日議会モニターと議員との意見交換会を実施。	継続
13	第21条	議員研修会	・上越市議会議長を講師に上越市の議会改革について研修。市民に公開。	新規

視察受け入れ	・議会改革、議会基本条例に関して他議会の視察受け入れ、16市議会140名。
日本経済新聞の評価	・「日経グローバル」誌の評価で、議会改革度全国804市区(781市・23区)中16位。

② 議員定数と

特別職等退職金について

議員定数削減と合わせて、市長等特別職と教育長の退職金を引き下げた。

■市長ほか特別職等の退職手当を減額

市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者及び常勤の監査委員の退職手当を、職員と同じ比率にする条例改正案を議員提案で提出しました。市民感覚からすれば高額すぎる、などの賛成意見、及び、議会から提案すべきではない、性急に結論を出す必要はなく、もっと審議すべきだ、等の反対意見もありましたが、賛成多数で可決しました。(賛否No5)

■議員定数を削減

議員定数を27人から25人とする条例改正案を議員提案で提出しました。防府市の議員定数は類似都市に比べ決して多くはなくむしろ少ない、議員のいない地域も発生しておりこれ以上議員を減らすことは問題がある、等の反対意見もありましたが、賛成多数で可決しました。(賛否No6)

今年11月11日に実施される市議会議員選挙から適用されます。

市長等特別職と教育長の退職金

■条例改正案賛成

今津誠一(和の会) 報酬審議会で検討され、現在の市長等の退職金は他市と比較して著しく低額で、昨年の改正前の10%の減額が適当と答申された。市民感情という非理性的でつかみどころのない尺度では感情的な議論となる。昨年の改正は、市長等の退職金を国家公務員や市職員にならい、著しい削減となり、任期4年の市長等を総理大臣や市一般職員と混同し、全国から批判の対象とされる。

■条例改正案反対

山根祐二(公明党) 市民感覚から特別職等の退職金は多く、一般職員と同様の比率にする昨年の条例改正は、全国に先駆け、市民感覚に沿った判断。昨年の改正前に類似する額に戻すことは反対。  
田中健次(市民クラブ) 市長退職金は官選のなごりで、戦後改革の積み残しとして廃止すべきとの見解もある。特別職等の退職金は大臣より5割多い支給率。  
吉村弘之(明政会) 昨年改正以前の退職金は、防府市の民間の退職金を大幅に上回り、市のリーダーにふさわしくない。市民感覚としては、一般企業の役員退職金を大幅に上回る改正を望んでいない。  
木村一彦(日本共産党) 4年ごとの数千万円の退職金は、市民感覚からみて高すぎる。市職員をやめて特別職になる場合、市職員の退職金と特別職の退職金をもらうのも問題。

平成24年 6 月改正前後の特別職等退職金(在職4年)の比較

	改正前	改正後
市長	21,888,000円	3,866,880円
副市長	14,304,000円	3,158,800円
上下水道事業管理者	8,424,000円	2,756,000円
教育長	8,424,000円	2,756,000円
監査委員	5,366,400円	2,370,160円

### ③ 山頭火ふるさと館の整備について

平成18年5月 市長選挙  
 平成21年4月 (仮称)山頭火ふるさと館  
 設置検討協議会発足  
 平成22年1月 基本構想報告書

平成23年3月議会

■新年度一般会計予算の山頭火ふるさと館整備事業に関する附帯決議  
 「山頭火ふるさと館」建設の基本計画策定を新年度に予算化していますが、施設建設ありきで検討が進められています。アスピラートの「山頭火の部屋」の検証、一次資料の購入・寄贈、学芸員の配置等の運営体制、運営経費、用地の確保などの検討が不十分で、このような状況で基本計画に着手することは、拙速です。  
 基本計画の策定に当たって、市民、関係団体等及び議会と十分な協議を行うことを求める。(全会一致で可決)

平成24年9月議会

②山頭火ふるさと館整備事業  
 土地購入に係る経費として約4千4百万円を追加する補正予算案が提案されました。全国唯一の山頭火の顕彰・交流施設、自由律俳句の一大拠点にふさわしい施設とするためには、購入予定地の形状が長細く面積が小さいので、建物が土地形状、面積に制限され、十分な展示スペースを確保できない。また、駐車場も確保できないので、場所等について、再検討を要するとの理由で、これに係る経費を全額削除する修正案を議員提案で提出しました。山頭火ふるさと会の皆様から、建設が遅れば、資料収集に困難が生じかねないという切実な話を聞き、この時期を逃してはならないと判断した。宮市本陣兄部家の焼け残った蔵や庭などを含む敷地が貴重な文化財として国の史跡に指定されたとの防府市にとって大変うれしい報道が9月19日にあり、そこに隣接する候補地は適地であるとの反対意見もありましたが、賛成多数で修正案を可決しました。(賛否No.2)

平成25年3月議会

### 焦点

## 山頭火ふるさと館の整備 市長等特別職と教育長の退職金

3月議会では、山頭火ふるさと館整備予定地、特別職等の退職金について議論され、山頭火ふるさと館関連経費を削除する修正案を可決し、退職金を再び引き上げる条例改正案を否決しました。本会議の賛否の討論を紹介します。

### 山頭火ふるさと館の整備

#### ■原案賛成

山下和明(公明党) 山頭火ふるさと会のご意見は、候補地に満足ではないが、早期の建設を望んでおられる。土地の形状に意見もあるが、観光施設といった面を考慮すれば、うめてらすとの距離や隣接の兄部家の復元も想定し、ふさわしい景観の建設とすればよいと考える。  
 藤村こすえ(和の会) 山頭火の自由な生き方と自然な表現の句が現代人の共感を呼ぶ。全国のファンが山頭火のふるさとを呼ぶ。

#### ■修正案賛成

松村 学(明政会) この土地でないと建てないと関係者を圧迫する市長のやり方は理解できない。今までの基本計画を市長の独断で変更し、建築面積を半分にするのは多くが望む館のあり方から遠ざかるもの。議会は建設反対でなく、複数候補地を指摘してきた。市長がこだわりの土地以外で早期の建設を要望する。山頭火ふるさと館は市長の公約だが、今の場所でないと言っていない。  
 田中健次(市民クラブ) 土地の形状が長細く、展示スペースが小さいと指摘し



# 焦点 山頭火ふるさと館の整備

9月議会に引き続き12月議会でも山頭火ふるさと館整備予定地をめぐって活発な議論がされ、場所の再検討を理由に、関連経費を削除する修正案が賛成多数で可決されました。また、遅滞ない建設のため、執行部が市議会と協議し、3月議会に提出することを求める決議も可決されました。

整備予定地の形状・面積、展示スペースの広さ、観光との関係など、整備予定地の場所が議論の中心となりました。ここでは、最終本会議における補正予算原案と修正案に対する議員の発言を紹介しします。

## ■原案賛成

山根祐二（公明党） 土地の形状に意見もあるが、天満宮近くで、山頭火の小徑に隣接し、土地所有者の売却の意思も確認できている。施設の建築については、議会の意見をしっかりと取り入れてほしい。

藤村こずえ（和の会） 敷地が縦長だからこそ、そのトリッキーさが来館者の興味を引く構造になる。駐車スペースは身障者用も含め5台だが、天満宮やうめてらす

## ■修正案賛成

松村 学（明政会） 建設に反対ではないが、土地の形状、面積の他、車の出入等の交通安全対策など問題。表参道の土地や空店舗を活用する方法もある。施設工事費5億円、維持管理費が毎年2千万円赤字と言われ、観光振興だけでなく、商店街活性化、生涯学習等それに見合うだけの効果があると市民に説明できるのか。土地の再検討を求める。

田中健次（市民クラブ） 常設展示112㎡、企画・特別展示57㎡では、狭

らすとの回遊性を持たせ、観光面の活性化になる。施設の大きさではなく、取り組みによって館のよさが決まる。平成25年が生誕130年であり、1日も早い建設を希望する。



すぎる。アスピラートの山頭火の部屋が60㎡、文化財郷土資料館の展示スペースが180㎡、アスピラートの展示ホールは450㎡。土地の形状が細長く、余りにも狭い。議会、市民と協議なく基本計画を作ることも問題。

## ■市は市議会と協議を

### ― 山頭火ふるさと館整備事業

山頭火ふるさと館の整備については、市議会に設置された山頭火ふるさと館検討協議会において、執行部と協議してきました。昨年1月の検討協議会で予定地の長細い形状と面積の小さが指摘され、執行部は土地にこだわらない形で基本計画を策定するとしていました。その後、何らの説明・協議もなく、8月の検討協議会等で、基本計画が示されましたが、周辺の土地購入がないため、長細く面積は小さく、十分な展示スペースや駐車場が確保できない状況です。9月議会では、再検討を求めて予算が修正削除されました。

12月定例会でも、同様に修正削除されましたが、山頭火ふるさと館の遅滞ない建設は望まれるところです。

そこで、執行部が、整備予定場所、基本計画等に関して、市議会と胸襟を開いて協議し、次の3月議会には提出するよう求める内容の決議を賛成多数で可決しました。（賛否No.4）

## 山頭火ふるさと館検討協議会が発足

市議会の山頭火ふるさと館検討協議会が1月29日に発足しました。今後、執行部と協議を進めていきます。

市長が基本計画を大幅に修正する考えを表明（平成25年2月15日の協議会で）

平成25年1月に協議会を再度設置

④ ア 市葬儀所の存続について

平成24年3月議会

■職員の特種勤務手当に関する条例及び斎場・葬儀所設置及び管理条例の一部改正案を継続審査  
防府市が直営で行っている葬儀所業務を廃止する条例改正案が提出されましたが、委員会からの申し出のとおり、賛成多数で継続審査としました。(賛否No.4)

市葬儀所業務の廃止案継続審査へ

平成24年6月議会

■葬儀所業務の廃止  
継続審査となっていた葬儀所業務を廃止する条例改正案に対し、霊きゆう自動車(株)の業務を廃止し、葬儀所業務の改善を図る修正案を議員提案で提出しました。執行部との十分な協議がなされていない、この反対意見もありましたが、賛成多数で可決しました。(賛否No.1)

廃止案を修正  
(一部廃止して存続)

平成24年12月議会

■葬儀所業務は存続へ  
昨年3月議会に提案された市葬儀所廃止の条例改正案は継続審議となり、6月議会で霊きゆう車は廃止し、葬儀所は残す修正案を賛成多数で可決しました。  
葬儀所廃止の条例改正案が再度提案されましたが、賛成少数で否決。4月から霊きゆう車はなくなりませんが、葬儀所は引き続き存続します。

再度、廃止案が出されるが否決

(11ページ表の賛否No.1を参照)

平成25年4月1日から、市葬儀所業務の一部を廃止します

市では、地域住民の方の相互扶助で行われてきました自宅葬儀への行政サービスとして、昭和15年から、市葬儀所を開設し、霊柩車による遺体搬送、祭壇の貸出、葬具類販売を行ってきました。

開設から70年余りが経過し、民間事業者数の増加や民間事業者により多様なサービスが展開される中、市葬儀所の利用者は、年々減少してきています。

このような状況が続く中、市としては市葬儀所業務のうち、霊柩車による遺体搬送業務並びに祭壇のうち、特1号及び特2号の貸出業務を廃止することにしました。

なお、防府市斎場「悠久苑」の式場等の施設については、今までと変わりなく、ご利用できます。

1 市葬儀所業務のご利用について

内容	廃止または継続の区分	利用		備考
		3月31日まで	4月1日以降	
霊柩車による遺体搬送業務	廃止	可	不可	4月1日以降は、民間事業者にご依頼ください。
祭壇貸出業務	特1号		不可	特1号については、4月1日以降、市斎場の式場に常設し、式場利用者は無料で利用できます。
	特2号		可	
1~3号	継続		可	
神式	継続	可		
葬具(棺、骨壺等)の販売	継続		可※	※棺を購入する人は、棺の運搬の手配も合わせてお願いします。

2 市葬儀所業務等の受付窓口について

市葬儀所及び市斎場の施設を利用する場合は、下記へご相談ください。

- 月～金曜(祝日を除く)午前8時15分～午後5時  
市民課(4号館1階・☎25-2109)
- 土・日曜、祝日及び夜間  
宿直窓口(☎23-2111)

3 その他

市では、市葬儀所業務の一部を廃止することに伴い、「葬儀のご案内」(冊子)を作成しました。希望者には、市民課窓口において配付します。(市ホームページにも掲載していますのでご覧ください)

問合せ クリーンセンター(☎22-4742)

④・イ プール建設について

■新年度予算のプール建設事業に関する  
附帯決議

屋内温水プールも含めて検討すること、プール施設整備検討委員会、庁内検討委員会等の協議内容を議会に報告すること、今後の事業実施にあたっては、議会との合意形成を得ること、を旨とする決議を賛成多数で可決しました。(賛否 No.22)

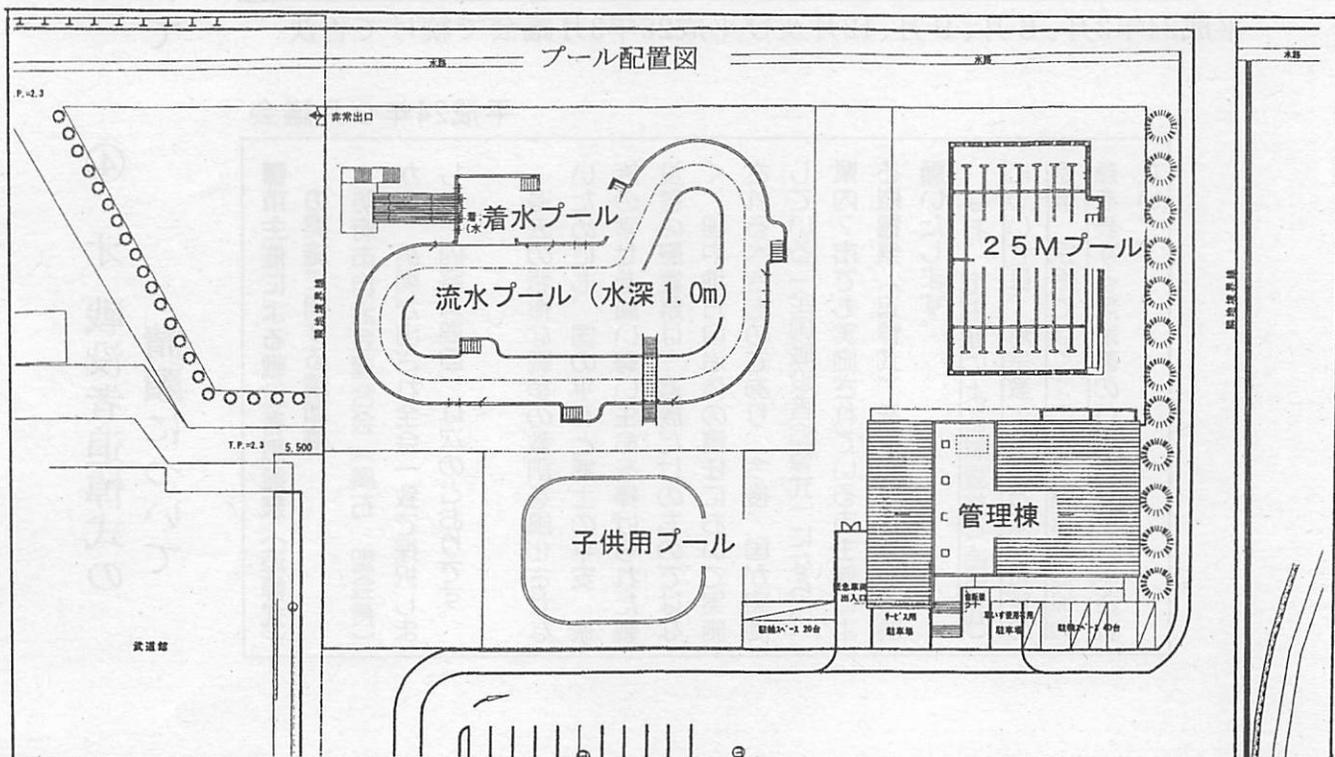
平成24年9月議会

■市民プール建設事業に関する附帯決議

教育民生委員会は所管事務調査で新プール整備に関して意見を述べてきた。この中で、屋外プールと屋内温水プールを比較すると、コスト差もそれほど大きくなく、競技力の向上のみならず、健康増進、介護予防等の観点からも年間を通じて利用可能な屋内温水プールのメリットは極めて大きい。また、近年のプール建設の動向は屋内温水プールが主流になっていることから、屋内温水プールの検討を求めてきた。

さらに、平成24年度予算の執行にあたって、屋内温水プールも含めて検討する等の附帯決議を行った。  
以上のことを踏まえ、市民プール基本設計及び実施設計業務委託経費の執行にあたっては、将来の屋内温水プール化を念頭に、施設配置計画等を行うこと。  
これに対し、行政は屋内温水プール化

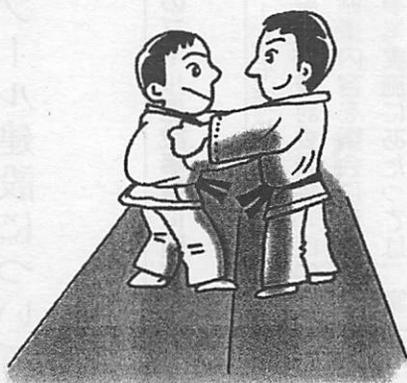
が可能な施設配置を行うと言っているので決議を提出しなくてもいいとの反対意見がありました。賛成多数で可決しました。(賛否 No.7)



④・ウ 柔道着の決議と  
その後について

② 柔道着及び保管ボックスの配備

議会からの要望を受けて、教育委員会は570着の柔道着及びその保管庫を配備する予算案を提出しました。この着数では、全員に渡らず、着まわしによる衛生面の問題、自ら購入する生徒と借りる生徒が生まれ、いじめの恐れがある、などの疑義から、生徒全員に貸与できる着数(1,300着)に増やす修正案を議員提案で提出しました。各家庭に使用されていない柔道着を有効に利用するなどの工夫をすべき、との反対意見もありましたが、賛成多数で可決しました。(賛否No.9)



④・エ 不当要求等防止対策  
委員会専門員について

① 不当要求等防止対策委員会委員の専門員(弁護士)の報酬

3月議会で否決した予算ですが、再度提案されました。予算委員会総務分科会より、専門員が必要であるかを審査するため、秘密会を開いて審議したが、その必要性が認められなかったとの報告がありました。これを受け、これに係る経費を全額削除する修正案を議員提案で提出しました。年間36万6千円で職員が仕事をしやすくなるのであれば認めるべきだ、との反対意見もありましたが、修正案は賛成多数で可決しました。(賛否No.8)

なお、修正部分について納得できない市長は、再議を申し出ました。審議した結果、賛成少数(出席議員の2/3で可決)で否決しました。これを受け、市長は議案を一部修正した新たな平成24年度補正予算案を提出しました。これについても同様の修正案を提出し、賛成多数で可決しました。(賛否No.11&13)

平成24年3月、6月、9月、12月及び平成25年3月議会で続けて否決

④・オ 戦没者追悼式の  
請願について

■ 市主催による戦没者慰霊祭(追悼式)の実施に関する請願書

防府市自治会連合会(廣石 聖会長)から、請願が出され全会一致で採択しました。内容(要旨)は次のとおりです。

過去の悲惨な戦争の教訓を風化させないためにも、国の平和と郷土の平安、家族の幸せを願い尊い生命を捧げられた戦没者の慰霊祭は、遺族だけのものではなく、国や地方自治体の責任において実施されるべきものであり、今後、国が実施している「全国戦没者追悼式」にならう、県内7市でも実施されている市主催による慰霊祭(追悼式)を行われまますよう請願いたします。

なお、市主催による慰霊祭(追悼式)については、無宗教・献花方式(特定の宗教、宗派でなく)による献花で追悼の意を表する無宗教の行事として実施されたい。